7 公 農 第 2 1 2 号 令 和 7 年 9 月 29 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

尾張旭市町 柴 田 浩

市町村名 (市町村コード)		尾張旭市	
	(232262)		
地域名	濁池地区		
(地域内農業集落名)		(大久手西、郷北)	
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年9月17日	
加哉の和未ぞ取り	たとめた千月口	(第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

水田については、担い手への集積が進んでいるが、畑地における担い手の確保が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地区は濁池の南部に位置し、地形は平坦で農用地についてはほ場整備が完了しており、今後とも農地中間 管理事業を利用した農地の貸付を行うことにより農地の集積・集約化を図り、水稲を中心とした農地として利用す る。

- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

•		
	区域内の農用地等面積	8.4 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.4 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

担い手に集積・集約化する農御油振興地域農用地区域内の農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 担い手を中心に集積・集約化を進める。

(2)農地中間管理機構の活用方針

地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。

(3)基盤整備事業への取組方針

必要に応じて農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を計画する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業は、委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獸被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化·輸出等	⑤果樹等
⑥燃料•資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】